



清友短信

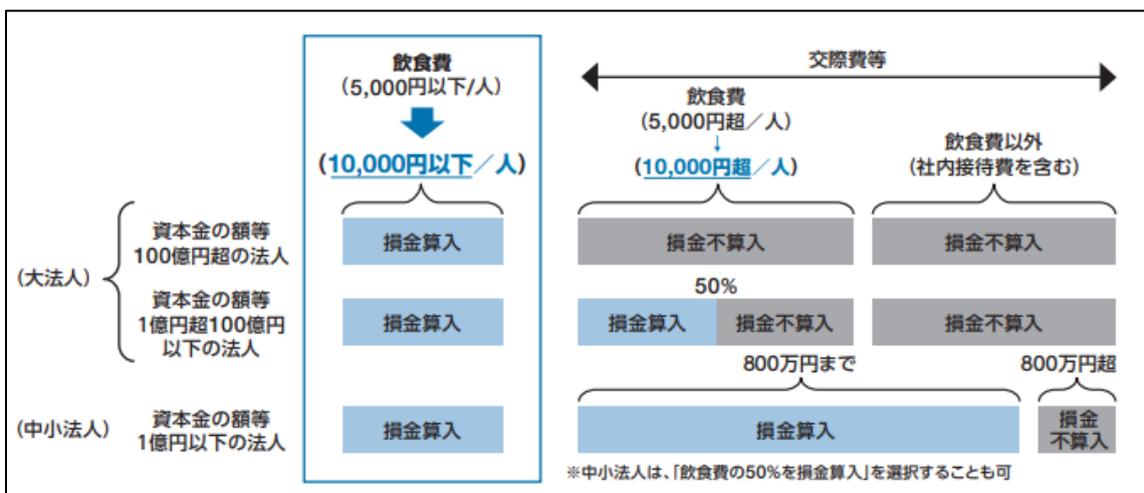
発行日 2024年6月19日

No. 103

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

交際費等に係る飲食費の金額基準の引き上げ

交際費等の範囲から除外される飲食費（接待飲食費）の金額基準が、令和6年4月1日以降に「1人あたり1万円以下(改正前:5,000円以下)」に引き上げられました。



引用：財務省「税制改正（案）のポイント」

● 書類への記載事項

「飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名及び人数又は名称及びその関係」についての記載、保存が必要です。

例 ○○会社・□□部、△△◇◇（氏名）、卸売先

※氏名は全員を「△△◇◇（氏名）他○名」と記載しても問題ありません。

● 消費税の経理処理における注意点

税込経理、税抜経理のどちらを選択しているかによって、判断が変わります。

例 得意先と飲食した時の支出額が1人あたり11,000円(税込)だった場合

- ・ 税込経理：11,000円のため、金額基準を 満たさない
- ・ 税抜経理：飲食店がインボイスを

取得 している 場合 10,000円(税抜)のため金額基準を 満たす

取得 していない 場合 10,200円(税抜)のため金額基準を 満たさない